



生活 バイ ロット

4月から新しい生活をスタートさせる人が多いと思います。一人暮らしをする若い方で、訪問販売の勧誘を断ることができず、高額な商品を購入してしまったという事例を紹介します。

【事例】一人暮らしを始めたところ、布団のクリーニングと販売をしているという業者が訪問してきた。一方的に話す、「使っている布団を見せてほしい」と言われた。感じの良い人だったので布団を見せると、「ダニが発生しているようだ。当社の布団を見てもいい」と説明を始めた。古い布団は引き取り、値引きもすると言うので、契約してしまった。70万円だった。

【アドバイス】訪問販売の勧誘で契約した場合、契約書面を受領して8日以内であれ

強い一人暮らしへの訪問販売

不需要…きっぱり断って

はクーリングオフができるます。事例のように「業者が感じの良い人だった」、反対に「強い口調で勧められた」といったことなどで若い方は特に断りにくいかもしれません。が、本当に必要か、支払える金額かをよく考えましょう。必要がなければ曖昧な返事はせず、きっぱり「断りません」「お断りします」と言いましょう。

しつこい勧誘で困った時は、最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口に相談してください。消費者ホットライン(1-800)は、最寄りの相談窓口につながります。(県消費生活・男女共同参画プラザ・アイネス☎097-534-099)